

告示研修ってどんなん？

石川県診療放射線技師会



正しい情報をつかみ撮れ



告示研修とは

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布されました。

これに続いて診療放射線技師法も改正され、業務範囲の見直し・拡大がなされます。この新しい行為を実施するには、厚労省が定める告示研修の受講が必要となりますので、研修は、基礎講習（オンライン）と実技講習（対面）の2階建てとなっており、まずは基礎講習からのスタートになります。

県内においても当研修を開催するための準備を始めております。

Q&Aをまとめました。

施設で情報を共有していただき、ご自身の行動の参考にしてください。

詳しくは、日本放射線技師会ホームページの告示研修特設サイトを見てください。

会員でない方も見ることができます。

http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu_2021.html

法改正の概要

- 医師の長時間労働の短縮、健康確保のための体制づくりを目的として、「**良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律**」が公布されました。
- それに伴い、私たちの業務範囲が拡大します。（研修受講必須）

医師の働き方改革

各医療関係職種の
専門性の活用

地域の実情に応じた
医療提供体制の確保

現状	
【医師の長時間労働】	病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働 特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い
【労務管理が不十分】	36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在
【業務が医師に集中】	患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿	
	労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する
	全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする
	質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の**業務範囲の拡大**

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案の閣議決定について
令和3年2月12日第31回地域医療構想に関するワーキンググループ参考資料から引用

技師法の改正、**告示研修の受講**

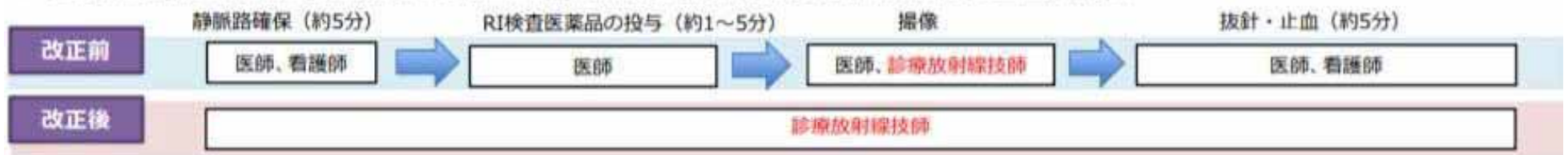
新たに実施可能となる行為

- 造影剤を使用した検査やRI検査のために、静脈路を確保する行為。RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- RI検査のために、RI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為
- 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く）、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為
- 下部消化管検査（CT コロノグラフィ検査を含む）のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為
- 上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為
- 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の場所に出張して行う超音波検査

上記、赤字の行為につき、告示研修の受講が必要になります。

RI検査におけるタスクシフトの結果をイメージしてみましょう。

✓ RI検査のために、静脈路を確保し、RI検査医薬品を投与する行為、投与終了後に抜針及び止血する行為



これまでは、医師または看護師（薬剤投与については、医師しか投与が認められておりませんでした）がいないと、検査を開始できませんでした。法改正後は一連の行為を診療放射線技師で完結できます。（医師の指示、安全管理体制の確保は必要です）

医師の負担軽減だけでなく、検査スループットの改善効果への期待も大きいものがあります。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案の閣議決定について

令和3年2月12日第31回地域医療構想に関するワーキンググループ参考資料から引用

石川県は具体的にいつ頃から行うのか？

- 基礎講習と実技講習の2階建てとなっています。
- まずは、基礎研修を受講していただきます。
- オンデマンドですので、自由な時間で受講できます。
- 7月31日から受講可能です。
- 実技講習（対面）は、10月以降の開始予定です。
- 基礎講習から実技講習までの間隔に期限はありません。
- 基礎講習は繰り返し何回でも受講できます。



前回統一講習を受講していたら優遇はあるか？

- 実技講習の受講受付に際し、1週間前より先行して予約ができます。
- 実技講習は今後、数回にわたり開催しますが、講習会の開催毎に先行予約受付を行います。
- 先行予約期間で受講定員に達する場合があります。（定員48名）



放射線技師として全員が対象か？個人病院で今回のタスクシフト・シェアに該当しなくても必要か？

厚生労働省医政局長通知によると、

「改正法により、令和6年4月1日前に診療放射線技師の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であって同日以後に診療放射線技師の免許を受けた者は、新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされたこと。また、令和3年度までに診療放射線技師養成課程の履修を開始し、令和6年度の診療放射線技師国家試験を受験する者は、診療放射線技師国家試験の受験を出願するにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けること。告示第273号により、この厚生労働大臣が指定する研修については、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修と定められたこと。」とあります。

- この文言からは、現時点で診療放射線技師免許を有している方はすべて受講対象ですが、新たに業務範囲に追加された行為を行わない場合は、必ずしも受講を必要としないとも解釈できます。
- しかし、診療放射線技師全体の業務として認められた行為であり、診療放射線技師である以上、出来て当然という目で見られる事になります。同じ免許を持つ者同士において、出来る技師、出来ない技師の2層構造が生じることは、決して望ましい事ではありません。

義務に対する罰則はあるのか？

- 受講しない事自体で、免許が無効になったり罰則を受ける事はありません。
- 受講せずに当該業務を行うことはできません。業務を行えば、当然に罰則適用になることが考えられます。
- 勤務する施設の方針・判断によっては、受講しない事で、業務配置の制約や個人の力量の評価に影響が出ることも考えられます。

講習はどんな期間（何年後まで？） 地方開催頻度などの計画は？

- 実技講習は県技師会単位で開催します。
- まずは開催の際、世話役となるファシリテーターを養成します（9月中）。
- 10月以降に第1回目の講習を開催します。
- 講習は1回当たり48名が上限とされています。県内の診療放射線技師を400名と仮定すれば、8回程度開催する必要があります。
- 開催頻度は未定ですが、出来るだけ早いうちに、殆どの方々が受講できるように計画したいと思っています。そのためには、ファシリテーターの増員が必要と考えています。医師会や看護協会の協力の確保も重要な要素です。
- 令和6年度の国家試験受験者への対応もあるため、およそ当該年度までは、何等かの形で受講機会の確保があると思いますが不確定です。

技師会に入会したらすぐに受講料は会員として反映するか？

- 申し込み、受講料の入金は、日本診療放射線技師会のシステム（JARTIS）より行われます。したがって、会員として受講する場合は、まず日本診療放射線技師会の入会基準を満たし、承認されることが条件となります。

- 詳しくは

<http://www.jart.jp/process/description/join.html>

石川県放射線技師会長からのメッセージ

今回の法改正は、私たち診療放射線技師の業務が更に拡大することとなり、これまでの歴史上でも大きな出来事となります。特に、造影剤やRI投与のための静脈路確保については、日常の業務においても頻度が多く、大変インパクトが大きいものになります。診療放射線技師職務の位置づけにも変化が生じることが考えられます。この新しい業務を名実共に認めてもらうために、私たち全員が改正の意味を理解し、制度を遵守する必要があります。

タスクシフト・シェアの流れは続くと思われれます。個人の問題だけでなく、業界の今後の発展のためにも、今回の講習の重要性は大きいと言えます。

石川県診療放射線技師会 会長 森下 毅